

熊本県公告第399号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成14年12月20日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により本渡市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成15年6月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ本渡パワフル館
熊本県本渡市亀場町大字食場字宮ノ本 722 外 8 筆
- 2 市町村意見の概要
 - (1) 右折進入に伴う交通渋滞が懸念されるので、状況に応じ対策を講じること。
 - (2) 小中学生の通学路となっており、車両の出入口における児童生徒の安全確保に努めること。
 - (3) 夜間の照明については、近隣の農作物に悪影響を与えないよう配慮すること。
 - (4) 近隣住民に地下水を飲料にしている世帯もあり、造成工事及び完了後の排水対策については充分配慮すること。
 - (5) 近隣住民から各種相談があった場合は、誠意をもって対応すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成15年6月9日から平成15年7月8日まで

熊本県公告第400号

国営川辺川地区第15-2工区（永シ切団地）土地改良事業（農地造成）施行に係る換地処分を行った。

平成15年6月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第401号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年6月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成15年度熊本県情報セキュリティポリシー策定及びシステム監査等業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成15年7月1日から平成16年3月31日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県情報セキュリティポリシー策定及びシステム監査等業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。）による審査のうち、有資格者として営業種目情報処理業務（取扱業種01情報システムに関する企画、設計、開発及び維持管理等並びに02情報通信ネットワークに関する企画、設計、開発及び維持管理等）に登録された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で、本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 過去2年間の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と同種類の契約実績があること。
 - (3) 社内にセキュリティ対策に関する業務（組織）を有すること。
 - (4) システム監査企業台帳に登録された企業であること。
 - (5) BS7799/ISMS 審査員補以上と情報処理技術者資格「情報セキュリティアドミニストレータ」の取得者が業務を行えること。（両取得資格者1名でも可とする。）
 - (6) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊